

議員発案第 3 号

学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高校への助成の
充実を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、関係行政庁に対し、別紙「学費と教育条件の公私間格差
是正に向けて、私立高校への助成の充実を求める意見書」を提出するものとする。

令和元年 9 月 26 日 提出

提 出 者 三条市議会議員 久 住 久 俊

賛 成 者 三条市議会議員 西 川 重 則

同 三条市議会議員 小 林 誠

同 三条市議会議員 野 崎 正 志

学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高校への助成の
充実を求める意見書

新潟県では、平成30年度には高校生の23%が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

平成22年度から始まった私立高校生への国の就学支援金制度は、私立高校生の学費負担の軽減に一定の役割を果たしている。その後、平成26年度の見直しを経て、令和2年度には年収590万円未満世帯の授業料無償化の実施が見込まれている。

しかし、就学支援金制度は授業料に対象が限定されているため、その他の学費である入学金や施設設備費は制度の対象にならず、保護者の負担が残される。年収250万円未満世帯に対し県独自に入学金と施設設備費への助成が実施されているが、助成額が不十分な上その割合は平成29年度において私立高校生全体に対し僅か11%程度にすぎない。さらに授業料が無償となる年収250万円から590万円未満世帯では、入学金と施設設備費への助成が全くないため、年額約27万円の学費負担が残り、僅か5,650円の入学金負担で済む公立との大きな格差が存在している。平成29年に実施の県内私立高校生アンケートによれば「親の学費負担に対して後ろめたく思う」と答えた高校生が7割を占めており、学費が子供たちの心にも重くのしかかっていることが分かる。

国が就学支援金制度を拡充するときだからこそ、県独自の学費軽減予算を維持・拡充し、入学金や施設設備費への助成対象世帯の拡大及び助成額の増額を行うことで、学費の公私間格差是正へ大きく近づく。子供たちが学費を心配せず学校で学ぶことができるよう、国の拡充とあいまった県の制度の拡充が強く求められる。

また、私立高校の経常的経費に対する助成は2分の1以内に限定されてきたために、教育条件において公立との格差が生じている。例えば、全教員に占める専任教員の割合は、公立高校が約8割を占めるのに対し、私立高校は約6割にとどまっており、不足分を常勤講師など期限付きの教員で補っているのが現状である。教育はその継続性が求められ、とりわけ私立高校は建学の精神に基づく独自の教育が行われており、その学校独自の伝統を継承していく必要から専任教員・職員の増員は不可欠である。専任教員・職員の増員など教育条件の向上を図るため、経常的経費への助成を一層増額することが求められる。

よって、新潟県においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。

記

- 1 学費の公私間格差是正へ国の制度拡充とあいまって、県独自の学費軽減制度を拡充すること。

2 私立高校への経常的経費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

三条市議会議長 阿部 銀次郎

[提出先]

新潟県知事